

軽減税率対策補助金

平成 31 年 10 月 1 日からの消費税率引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。消費税率軽減税率制度の実施に伴い、対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。複数税率対応として、A 型と B 型 2 つの申請類型があります。

《A型 複数税率対応レジの導入等支援》

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合に使える補助金です。

基本的に補助率は 2/3 ですが、1 台のみの機器導入で導入費用が 3 万円未満の機器については 3/4、タブレット等の汎用端末については 1/2 と、補助率が異なります。

補助額は 1 台あたり 20 万円が上限となり、複数台数申請等については、1 事業者あたり 200 万円が上限となります。

《B型 受発注システムの改修等支援》

電子的な受発注システム（EDI/EOS 等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

小売事業者等の発注システムの場合の補助上限額は 1,000 万円、卸売事業者等の受注システムの場合の補助上限額は 150 万円、両方の改修・入替が必要な場合の上限は 1,000 万円となります。

①B-1 型（システムベンダー等に発注して受発注システムを改修・入替する場合）

専門知識を必要とするシステムの改修・入替のため「指定事業者による代理申請制度」が導入されます。申請者に代わってシステムベンダー等の指定事業者が申請します。

②B-2 型（パッケージ製品・サービスを購入して受発注システムを改修・入替する場合）

事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。申請は B-1 型とは異なり改修・入替後に行うことになります。

《申請受付期限》

◆A型及びB-2型・・・2019年12月16日までに申請（事後申請）

◆B-1型・・・2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行う